

兵庫県公報

平成30年9月25日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1
告 示	
○ 平成16年兵庫県告示第110号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部改正（建築指導課）	3

公布された法令のあらまし

●建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第47号）

建築基準法の一部改正により、建築物の敷地は道路法等による道路に2メートル以上接しなければならないこととする規制の適用が除外される建築物に、その敷地が幅員4メートル以上の道に2メートル以上接する建築物のうち、建築基準法施行規則で定める基準に適合するものであって、当該建築物について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと知事が認定するものが追加されたこと等に伴い、当該認定に係る申請書に添付すべき図書を定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第47号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「第112条第16項」を「第112条第15項」に改める。

第12条第1項第3号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改める。

第18条第1項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(i) 法第43条第2項第1号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 付近見取図

イ 配置図

ウ 各階平面図

エ 2面以上の立面図

オ 断面図

カ 敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面

様式第15号中

道路管理者の 住所及び氏名	電話（ ） - 番
------------------	-----------

道路となる土地の地名地番	地目	権利の種類	住 所	氏 名	④

を
「

所有者又は関係権利者	道路となる土地の地名地番	地目	権利の種類	住 所	氏 名	④
道路管理者	道路となる土地の地名地番			住 所	氏 名	④

に改め、同様式〔注意〕1中「欄は、」の右に「道路となる」を加え、「所有権借地権等」を「所有権、借地権等」に改め、同様式〔注意〕2中「地番号」を「地番」に改め、同様式〔注意〕4中「及び」を「並びに」に、「住所氏名」を「住所及び氏名」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第834号の2

平成16年兵庫県告示第110号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部を次のように改正する。

平成30年 9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第7号」に改める。